

議案第 17 号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

従前は施設ごとに発行が必要であった土曜フリーパスについて、調布市民体育施設条例施行規則（平成 20 年調布市規則第 33 号）第 9 条第 2 項に規定する土曜フリーパスに一本化することで、市内に在住又は在学する小学校の児童又は中学校の生徒（以下「児童等」といいます。）の利便性向上を図るとともに所要の改正を行うため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例
施行規則（平成14年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用個人登録」を「調布市立学校施設使用個人登録」に
改め、同項中「使用団体登録」を「調布市立学校施設使用団体登録」に改め
る。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

調布市教育委員会 宛

調布市立学校施設使用個人登録（更新）申請書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり使用個人登録（更新）を申請します。

フリガナ 氏 名					生年月日（西暦） 年 月 日	
自宅住所	〒					
電話番号	()				□自宅 □携帯	
パスワード（4桁の数字）					※パスワードは予約システムログインの際に使用します。	
※市内在勤又は在学の場合にご記入ください。						
会社名又は学校名						
所在地	調布市					

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請内容	□新規 □更新 □再発行（旧番号)					
登録区分	□在住 □在勤 □在学 □市外					
申請者	□本人 □家族（氏名)					
受付日	年 月 日（担当)					
発行日 <small>（更新の場合：現有効期限）</small>	年 月 日					
有効期限	年 月 日					
登録番号						

確 認 書 類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳
	□マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第2号様式を次のように改める。

調布市教育委員会 宛

調布市立学校施設使用団体登録（更新）申請書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、別紙登録者名簿を添えて、次のとおり使用団体登録（更新）を申請します。

フリガナ 団体名					メンバー数		
					種 目		
代 表 者	フリガナ 氏 名					生年月日（西暦）	
						年 月 日	
	自宅住所	〒					
	電話番号	()			□自宅 □携帯		
	※市内在勤又は在学の場合にご記入ください。						
	会社名又は 学校名						
所在地	調布市						
パスワード（4桁の数字）						※パスワードは予約システムログインの際に 使用します。	

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請内容	□新規 □更新 □再発行（旧番号)						
登録区分	□市内（□減額団体） □市外						
申請者	□代表者□メンバー（氏名) □委任状（持参者)						
受付日	年 月 日（担当)						
発行日 （更新の場合：現有効期限）	年 月 日						
有効期限	年 月 日						
交付可能日	年 月 日 □窓口 □郵送（発送日）						
登録番号							

確 認 書 類	□運転免許証□健康保険証（表・裏面）□各種障害者手帳 □マイナンバーカード（表面のみ）□学生証（自宅住所有）
	■市内在学・在勤の場合□社員証□在勤証明書□学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第2号様式別紙を次のように改める。

別紙

調布市立学校施設使用団体登録者名簿

団体名				
No.	氏名（フリガナ）	※1 電話番号	※2 会社名又は学校名	備考
	自宅住所	生年月日（西暦）	所在地	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	
	()			
	〒	年 月 日	調布市	

※1 電話番号は日中に連絡の取れる番号をご記入ください。

※2 会社名又は学校名の欄は、市内在勤又は在学の場合にご記入ください。

同条第2項及び第3項中「使用個人登録カード」を「調布市立学校施設使用登録カード」に改め、同項中「使用個人団体登録カード」から「調布市立学校施設使用団体登録カード」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「発行日」を「有効期限」に、「このカードの有効期限は、発行した日から5年を経過した日の属する月の末日まで」を「このカードは、5年間有効」に改める。

同条第4項中「使用個人」及び「使用団体登録カードの交付を受けた」を削り、同項中「（第1号様式）」及び「（第2号様式）」を削る。

同条第6項中「使用登録」を「調布市立学校施設使用登録」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

調布市教育委員会 宛

調布市立学校施設使用登録（内容変更・取消し）届出書

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第4条第6項の規定により、次のとおり登録の（内容変更・取消し）について届け出ます。

登録番号		団体名 ※1
申請者 氏名		種目※1
<input type="checkbox"/> 内容変更 (内容変更の場合は以下を記入)		<input type="checkbox"/> 取消し
内容変更 番号※2	変更前	変更後
※1 団体登録の場合に記入 ※2 内容変更番号 ①代表者変更 ②メンバー追加 ③メンバー削除 ④団体名 ⑤種目 ⑥パスワード ⑦登録内容 ⑧その他		

職員確認欄（以下は記入不要です。）

申請者	個人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族（氏名）
	団体	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> メンバー（氏名） <input type="checkbox"/> 委任状（持参者）
受付日	年 月 日（担当）	

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証（表・裏面） <input type="checkbox"/> 各種障害者手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（表面のみ） <input type="checkbox"/> 学生証（自宅住所有）
	<input checked="" type="checkbox"/> 市内在学・在勤の場合 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 在勤証明書 <input type="checkbox"/> 学生証

処理	月日	担当
入力者	/	
確認者	/	

第 8 条第 2 項中「使用許可書兼領収書」を「調布市立学校施設使用許可書兼領収書」に改める。

第 9 条第 2 項中「使用料減免申請書」を「調布市立学校施設使用料減免申請書」に改め、同条第 3 項中「使用料減免承認書」を「調布市立学校施設使用料減免承認書」に改める。

第 11 号様式を次のように改める。

第11号様式(第9条関係)

文書番号
年 月 日

様

調布市教育委員会 印

調布市立学校施設使用料減免承認書

年 月 日付けの調布市立学校施設使用料(免除・減額)申請について、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則第9条第1項第(1・2・3)号の規定に基づき、下記のとおり承認いたします。

記

1 使用日時 年 月 日

2 使用施設

3 使用目的

4 使用料 免除 減額 (減額前使用料 円, 減額後使用料 円)

第 1 1 条第 1 項を次のように改める。

調布市民体育施設条例施行規則（平成 2 0 年調布市規則第 3 3 号）第 9 条第 2 項の土曜フリーパス（以下「土曜フリーパス」という。）を所持する者が土曜日に調布市立調和小学校プールを個人使用する場合は、その使用料を免除することができる。

第 1 1 条第 2 項を次のように改める。

前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、入場の際、係員に土曜フリーパスを提示しなければならない。

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則	○調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則
平成14年 7 月26日教育委員会規則第16号	平成14年 7 月26日教育委員会規則第16号
改正	改正
平成14年 8 月23日教委規則第17号	平成14年 8 月23日教委規則第17号
平成14年10月25日教委規則第20号	平成14年10月25日教委規則第20号
平成15年 3 月27日教委規則第 3 号	平成15年 3 月27日教委規則第 3 号
平成18年 1 月27日教委規則第 4 号	平成18年 1 月27日教委規則第 4 号
平成23年 3 月31日教委規則第 2 号	平成23年 3 月31日教委規則第 2 号
平成30年 9 月28日教委規則第 7 号	平成30年 9 月28日教委規則第 7 号
調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則	調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例（平成14年調布市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は、調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例（平成14年調布市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
第 2 条及び第 3 条 削除 (使用登録)	第 2 条及び第 3 条 削除 (使用登録)
第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定により調布市立調布中学校テニスコート（以下「調布中学校テニスコート」という。）を使用しようとする者は、 調布市立学校施設使用個人登録 （更新）申請書（第 1 号様式）により、条例第 4 条第 3 項の規定により調布市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用しようとする団体は、 調布市立学校施設使用団体登録 （更新）申請書（第 2 号様式）により、それぞれあらかじめ調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。	第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規定により調布市立調布中学校テニスコート（以下「調布中学校テニスコート」という。）を使用しようとする者は、 使用個人登録 （更新）申請書（第 1 号様式）により、条例第 4 条第 3 項の規定により調布市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用しようとする団体は、 使用団体登録 （更新）申請書（第 2 号様式）により、それぞれあらかじめ調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。
2 委員会は、前項の申請をした者又は団体を学校施設の使用個人者又は使	2 委員会は、前項の申請をした者又は団体を学校施設の使用個人者又は使

改正後	改正前
<p>用個人団体として認めるときは、<u>調布市立学校施設使用登録カード</u>（第3号様式）又は<u>調布市立学校施設使用団体登録カード</u>（第4号様式）を交付する。</p>	<p>用個人団体として認めるときは、<u>使用個人登録カード</u>（第3号様式）又は<u>使用個人団体登録カード</u>（第4号様式）を交付する。</p>
<p>3 <u>調布市立学校施設使用登録カード</u>及び<u>調布市立学校施設使用団体登録カード</u>（以下「登録カード」という。）の有効期間は、発行した日から5年を経過した日の属する月の末日までとする。</p>	<p>3 <u>使用登録カード</u>及び<u>使用団体登録カード</u>（以下「登録カード」という。）の有効期間は、発行した日から5年を経過した日の属する月の末日までとする。</p>
<p>4 第2項の規定により<u>登録カード</u>の交付を受けた者（以下「登録者」という。）及び<u>団体</u>（以下「登録団体」という。）が前項に規定する有効期間後もなお登録を継続しようとする場合は、当該有効期間の満了する日の2月前から、登録カードを添えて使用個人登録（更新）申請書<u>又は</u>使用団体登録（更新）申請書<u>を</u>委員会に提出し、更新の手続をすることができる。</p>	<p>4 第2項の規定により<u>使用個人登録カード</u>の交付を受けた者（以下「登録者」という。）及び<u>使用団体登録カードの交付を受けた</u>団体（以下「登録団体」という。）が前項に規定する有効期間後もなお登録を継続しようとする場合は、当該有効期間の満了する日の2月前から、登録カードを添えて使用個人登録（更新）申請書（第1号様式）又は使用団体登録（更新）申請書（第2号様式）を委員会に提出し、更新の手続をすることができる。</p>
<p>5 委員会は、登録者等が条例第4条の規定に該当しなくなると認めるときは、当該登録者等の登録を取り消すことができる。</p>	<p>5 委員会は、登録者等が条例第4条の規定に該当しなくなると認めるときは、当該登録者等の登録を取り消すことができる。</p>
<p>6 登録者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、<u>調布市立学校施設使用登録</u>（内容変更・取消）申請書（第5号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。</p>	<p>6 登録者等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、<u>使用登録</u>（内容変更・取消）申請書（第5号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 第4条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。 (2) 登録団体が解散したとき。 (3) 登録者等としての活動をしなくなったとき。</p>	<p>(1) 第4条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。 (2) 登録団体が解散したとき。 (3) 登録者等としての活動をしなくなったとき。</p>
<p>7 登録者及び登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。</p>	<p>7 登録者及び登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。</p>
<p>(1) 第3項に規定する有効期間（第4項の規定により更新された後の有効期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき。 (2) 第5項の規定により登録の取消しを受けたとき。 (3) 登録団体が解散したとき。 (4) 登録者等としての活動をしなくなったとき。 (使用申請)</p>	<p>(1) 第3項に規定する有効期間（第4項の規定により更新された後の有効期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき。 (2) 第5項の規定により登録の取消しを受けたとき。 (3) 登録団体が解散したとき。 (4) 登録者等としての活動をしなくなったとき。 (使用申請)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 条例第2条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用しようとする登録者等は、次の各号に掲げる登録者等の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に貸切使用（調布市立調布小学校プール（以下「調布小学校プール」という。）を除く。）については学校施設使用許可申請書（第6号様式）により、調布小学校プールの貸切使用及び調布中学校テニスコートについては電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により申請しなければならない。</p> <p>(1) 登録団体 使用しようとする日の属する月の2月前の1日</p> <p>(2) 登録者 使用しようとする日の属する月の1月前の1日</p> <p>2 学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）を一般使用しようとする者の申請手続については、使用前に個人使用券の購入を申し込むことにより申請したものとみなす。</p> <p>（使用時間の指定等）</p> <p>第6条 学校施設の使用時間の区分は、条例別表に定めるところによる。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、調布小学校プール（貸切使用に限る。）及び調布中学校テニスコートの使用日及び使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。</p> <p>（使用確認等）</p> <p>第7条 登録者等で除外期間前に第5条第1項の申請を行ったものは、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かの確認をするものとする。</p> <p>2 登録者等で除外期間後に第5条第1項の申請を行ったものは、申請を行ったときに前項の確認を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、前2項の規定により使用することの確認を行った登録者等を</p>	<p>第5条 条例第2条に規定する学校施設（一般使用については、調布中学校テニスコートに限る。）を使用しようとする登録者等は、次の各号に掲げる登録者等の区分に従い、当該各号に定める期日から使用しようとする日まで（調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に貸切使用（調布市立調布小学校プール（以下「調布小学校プール」という。）を除く。）については学校施設使用許可申請書（第6号様式）により、調布小学校プールの貸切使用及び調布中学校テニスコートについては電話回線又は電子計算機を用いた通信回線を利用したコンピューターシステム（以下「コンピューターシステム」という。）による方法により申請しなければならない。</p> <p>(1) 登録団体 使用しようとする日の属する月の2月前の1日</p> <p>(2) 登録者 使用しようとする日の属する月の1月前の1日</p> <p>2 学校施設（調布中学校テニスコートを除く。）を一般使用しようとする者の申請手続については、使用前に個人使用券の購入を申し込むことにより申請したものとみなす。</p> <p>（使用時間の指定等）</p> <p>第6条 学校施設の使用時間の区分は、条例別表に定めるところによる。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、調布小学校プール（貸切使用に限る。）及び調布中学校テニスコートの使用日及び使用時間の指定は、コンピューターシステムによる抽せん又は使用日等の指定による。</p> <p>（使用確認等）</p> <p>第7条 登録者等で除外期間前に第5条第1項の申請を行ったものは、教育長が指定する期間内に使用の可否を照会し、使用するか否かの確認をするものとする。</p> <p>2 登録者等で除外期間後に第5条第1項の申請を行ったものは、申請を行ったときに前項の確認を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、前2項の規定により使用することの確認を行った登録者等を</p>

改正後	改正前
<p>学校施設の使用予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。</p>	<p>学校施設の使用予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。</p>
<p>4 使用予定者で学校施設を使用しないものは、その使用予定日の前日までに教育長が定める使用取消しの手続きをとらなければならない。</p>	<p>4 使用予定者で学校施設を使用しないものは、その使用予定日の前日までに教育長が定める使用取消しの手続きをとらなければならない。</p>
<p>5 委員会は、第5条第2項の規定により申請された学校施設の個人使用を許可したときは、個人使用券を当該申請をした者に交付する。 （登録カード等の提示等）</p>	<p>5 委員会は、第5条第2項の規定により申請された学校施設の個人使用を許可したときは、個人使用券を当該申請をした者に交付する。 （登録カード等の提示等）</p>
<p>第8条 使用予定者及び個人使用券の購入者は、学校施設を使用するときは、係員に登録カード又は個人使用券を提示しなければならない。</p>	<p>第8条 使用予定者及び個人使用券の購入者は、学校施設を使用するときは、係員に登録カード又は個人使用券を提示しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、登録カードを提示した者が学校施設の使用予定者である場合は、<u>調布市立学校施設使用許可書兼領収書</u>（第9号様式）をその者に交付する。 （使用料の減額又は免除）</p>	<p>2 委員会は、登録カードを提示した者が学校施設の使用予定者である場合は、<u>使用許可書兼領収書</u>（第9号様式）をその者に交付する。 （使用料の減額又は免除）</p>
<p>第9条 条例第8条に規定する使用料の減額（次条及び第11条に規定するものを除く。次項及び第3項において同じ。）又は免除は、次の各号に掲げるところによる。</p>	<p>第9条 条例第8条に規定する使用料の減額（次条及び第11条に規定するものを除く。次項及び第3項において同じ。）又は免除は、次の各号に掲げるところによる。</p>
<p>(1) 国及び地方公共団体が公益の目的のため使用するとき 免除</p>	<p>(1) 国及び地方公共団体が公益の目的のため使用するとき 免除</p>
<p>(2) 社会教育及び社会福祉を目的とした事業で、委員会が特別に認めたとき 免除</p>	<p>(2) 社会教育及び社会福祉を目的とした事業で、委員会が特別に認めたとき 免除</p>
<p>(3) 登録団体のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳を所持する者の占める割合が構成員のうち50パーセント以上の登録団体が使用するとき 使用料の100分の50に相当する額</p>	<p>(3) 登録団体のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳を所持する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定による愛の手帳を所持する者の占める割合が構成員のうち50パーセント以上の登録団体が使用するとき 使用料の100分の50に相当する額</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 使用料の</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき 使用料の</p>

改正後	改正前
<p>100分の50に相当する額</p> <p>2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする使用予定者は、学校施設を使用する日までに、<u>調布市立学校施設使用料減免申請書</u>（第10号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項に規定する使用料の減額又は免除を承認したときは、<u>調布市立学校施設使用料減免承認書</u>（第11号様式）を当該申請をした者に交付する。</p> <p>（高齢者等の使用料の減額）</p>	<p>100分の50に相当する額</p> <p>2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする使用予定者は、学校施設を使用する日までに、<u>使用料減免申請書</u>（第10号様式）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 委員会は、前項に規定する使用料の減額又は免除を承認したときは、<u>使用料減免承認書</u>（第11号様式）を当該申請をした者に交付する。</p> <p>（高齢者等の使用料の減額）</p>
<p>第10条 市内に居住する次の各号に掲げる者が体力保持、健康づくり等のために学校施設を個人使用する場合は、当該各号に定めるところによりその使用料を減額することができる。</p> <p>（1） 65歳以上の者 100分の50に相当する額</p> <p>（2） 前条第1項第3号に掲げる手帳を所持する者 100分の50に相当する額</p> <p>2 前項第2号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添者が付添いのために学校施設を個人使用するときは、その使用料の100分の50に相当する額を減額することができる。</p> <p>3 第1項各号及び第2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる額及び第2項に規定する額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額をもって第1項各号に掲げる額及び第2項に規定する額とする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、第1項第1号に掲げる者にあつては年齢を証明できるもの、同項第2号に掲げる者にあつては前条第1項第3条に掲げる手帳を提示してその減額後の使用料を添えて、第2項に規定する者にあつては付添人である旨を申し出るとともにその減額後の使用料を添えてそれぞれ委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>5 委員会は、前項に規定する使用料の減額を承認したときは、減額個人使用券を当該申出をした者に交付する。</p>	<p>第10条 市内に居住する次の各号に掲げる者が体力保持、健康づくり等のために学校施設を個人使用する場合は、当該各号に定めるところによりその使用料を減額することができる。</p> <p>（1） 65歳以上の者 100分の50に相当する額</p> <p>（2） 前条第1項第3号に掲げる手帳を所持する者 100分の50に相当する額</p> <p>2 前項第2号に掲げる者が付添人を必要とする場合で、当該付添者が付添いのために学校施設を個人使用するときは、その使用料の100分の50に相当する額を減額することができる。</p> <p>3 第1項各号及び第2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる額及び第2項に規定する額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額をもって第1項各号に掲げる額及び第2項に規定する額とする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、第1項第1号に掲げる者にあつては年齢を証明できるもの、同項第2号に掲げる者にあつては前条第1項第3条に掲げる手帳を提示してその減額後の使用料を添えて、第2項に規定する者にあつては付添人である旨を申し出るとともにその減額後の使用料を添えてそれぞれ委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>5 委員会は、前項に規定する使用料の減額を承認したときは、減額個人使用券を当該申出をした者に交付する。</p>

改正後	改正前
<p>6 第1項及び第2項の規定にかかわらず，調和小学校プールの一般使用における使用単位を超えて使用する超過時間に係る使用料については，減額しないものとする。</p> <p>(児童等の使用料の免除等)</p>	<p>6 第1項及び第2項の規定にかかわらず，調和小学校プールの一般使用における使用単位を超えて使用する超過時間に係る使用料については，減額しないものとする。</p> <p>(児童等の使用料の免除等)</p>
<p>第11条 <u>調布市民体育施設条例施行規則（平成20年調布市規則第33号）第9条第2項の土曜フリーパス（以下「土曜フリーパス」という。）を所持する者が土曜日に調布市立調和小学校プールを個人使用する場合は，その使用料を免除することができる。</u></p>	<p>第11条 市内に在住又は在学する小学校の児童又は中学校の生徒が土曜日に調布市立調和小学校プールを個人使用する場合は，その使用料を免除することができる。</p>
<p>2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は，<u>入場の際，係員に土曜フリーパスを提示しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は，あらかじめ土曜フリーパス登録申請書（第12号様式）により教育委員会に申請し，土曜フリーパス（第13号様式）の交付を受け，入場の際，係員に土曜フリーパスを提示しなければならない。</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず，使用単位2時間30分を超えて使用する超過時間に係る使用料については，免除しないものとする。</p> <p>(使用登録の効力停止)</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず，使用単位2時間30分を超えて使用する超過時間に係る使用料については，免除しないものとする。</p> <p>(使用登録の効力停止)</p>
<p>第12条 委員会は，使用予定者が学校施設の使用に際して次の各号に掲げる行為を行ったと認めるときは，当該各号に定める期間当該使用予定者の使用登録の効力を停止することができる。ただし，やむを得ない理由があると認めるときは，その期間を短縮し，又は効力を停止しないことができる。</p> <p>(1) 使用予定者が第7条第4項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第6条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から3月</p> <p>(2) 使用予定者が第7条第4項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第6条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から1月</p> <p>(付帯設備等の申請)</p>	<p>第12条 委員会は，使用予定者が学校施設の使用に際して次の各号に掲げる行為を行ったと認めるときは，当該各号に定める期間当該使用予定者の使用登録の効力を停止することができる。ただし，やむを得ない理由があると認めるときは，その期間を短縮し，又は効力を停止しないことができる。</p> <p>(1) 使用予定者が第7条第4項の規定による手続をとらずに当該使用予定者の第6条の規定による使用時間の開始時刻を経過したとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から3月</p> <p>(2) 使用予定者が第7条第4項の規定による手続期限後から当該使用予定者の第6条の規定による使用時間の開始時刻までの間に同項の規定による手続をとったとき 当該使用予定日の属する月の翌月の1日から1月</p> <p>(付帯設備等の申請)</p>
<p>第13条 学校施設の付帯設備を使用し，又は条例第11条ただし書の規定によ</p>	<p>第13条 学校施設の付帯設備を使用し，又は条例第11条ただし書の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>り学校施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えるための許可を受けようとする者は、教育長が定めるところに従い、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入場の制限)</p>	<p>り学校施設に特別の設備をし、若しくは変更を加えるための許可を受けようとする者は、教育長が定めるところに従い、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入場の制限)</p>
<p>第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 火薬類その他危険物を所持する者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p> <p>(入場者の義務)</p>	<p>第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 火薬類その他危険物を所持する者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p> <p>(入場者の義務)</p>
<p>第15条 入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 施設及び付帯設備の使用を適正に行うこと。</p> <p>(2) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。</p> <p>(3) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(4) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。</p> <p>(5) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。</p> <p>(委任)</p>	<p>第15条 入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 施設及び付帯設備の使用を適正に行うこと。</p> <p>(2) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。</p> <p>(3) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。</p> <p>(4) 物品等を販売し、又は金品の募集等を行うときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。</p> <p>(5) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ委員会の許可を得ること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示すること。</p> <p>(委任)</p>
<p>第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第1項の規定は、平成14年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年8月23日教委規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年10月25日教委規則第20号)</p> <p>この規則は、平成14年11月1日から施行する。</p>	<p>第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第1項の規定は、平成14年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年8月23日教委規則第17号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成14年10月25日教委規則第20号)</p> <p>この規則は、平成14年11月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成15年3月27日教委規則第3号） この規則は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年1月27日教委規則第4号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日教委規則第2号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年9月28日教委規則第7号）</p> <p><u>第1号様式（第4条関係） 改正文のとおり</u></p> <p><u>第2号様式（第4条関係） 改正文のとおり</u></p> <p><u>第3号様式（第4条関係） 改正文のとおり</u></p> <p><u>第4号様式（第4条関係） 改正文のとおり</u></p> <p><u>第5号様式（第4条関係） 改正文のとおり</u></p> <p>第6号様式（第5条関係）</p> <p>第9号様式（第8条関係）</p> <p>第10号様式（第9条関係）</p> <p><u>第11号様式（第9条関係） 改正文のとおり</u></p> <p><u>第12号様式及び第13号様式 削除</u></p>	<p>附 則（平成15年3月27日教委規則第3号） この規則は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年1月27日教委規則第4号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年3月31日教委規則第2号） この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年9月28日教委規則第7号）</p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第3号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第4号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第5号様式（第4条関係）</u></p> <p>第6号様式（第7条関係）</p> <p>第9号様式（第8条関係）</p> <p>第10号様式（第9条関係）</p> <p><u>第11号様式（第9条関係）</u></p> <p><u>第12号様式（第11条関係）</u></p> <p><u>第13号様式（第11条関係）</u></p>

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。